

## 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則の一部改正について

### 1 改正の概要

喫煙禁止地区の周知をし、指導（過料処分など）を円滑に行うため、これまで喫煙禁止地区であることを示す標識や路面標示を設置しています。

標識や路面標示の位置づけを明確にし、設置を広めるため、このたび、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則」を改正します。

### 2 改正案

以下の文言等を追記します。

条例第 11 条の 2 の規定により喫煙禁止地区を指定したときは、当該地区内に喫煙禁止地区標識及び喫煙禁止地区路面標示を設置するものとする。

(喫煙禁止地区標識)



縦 60 センチメートル 横 40 センチメートル  
地色は灰色、外枠線は濃灰色、  
図柄及び文字は黒色、枠線は赤茶色  
その他の部分は白色

(喫煙禁止地区路面標示)



直径 30 センチメートル  
図柄及び文字は黒色、枠線は赤茶色、  
地色及び枠線上の文字は白色

### 3 意見公募実施期間

平成 29 年 2 月 16 日（木）から平成 29 年 3 月 17 日（金）までの 30 日間

### 4 施行時期

平成 29 年 5 月（予定）